

保健所長 殿

病院名（診療所名）

所在地

電話番号

管理者氏名

診療用放射線照射器具備付廃止届

次のとおり診療用放射線照射器具の備付を廃止したので、医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第29条第1項の規定により届け出ます。

1 備付廃止に係る診療用放射線照射器具備付届出年月日	年 月 日		
2 備付を廃止した理由及び廃止年月日			
3 診療用放射線照射器具の備付廃止後の各室の用途等	区分	従前の有無	廃止後の用途
	診療用放射線照射器具使用室	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	貯蔵室	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	放射線治療病室	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

- (注)1 廃止の日から10日以内に提出すること。
2 欄には該当するものを■で表示すること。